



ながさき

# トラック広報

2025  
**10**  
NO.581

## トピックス

- ◎ 過積載防止運動強化月間
- ◎ 災害物流専門家研修
- ◎ 全ト協表彰規程による表彰
- ◎ 特殊車両通行制度に関するアンケート
- ◎ 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修

**(公社)長崎県トラック協会**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



# 目次

2025 10

1. トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会	2
2. 長崎県過積載防止運動強化月間について	3
3. 「災害物流専門家研修」の開催について	8
4. 行政だより	
○ 貨物自動車運送事業法第8条第2項に基づく命令の発動基準について	11
○ トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について(要請)	13
○ 「業務改善助成金」の拡充について(周知依頼)	16
5. 全ト協だより	
○ 「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について	21
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	24
○ 特殊車両通行制度に関するアンケート回答のお願い	25
○ 軽油価格の調査結果(7月分)	26
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	27
7. 協会だより	
○ 第2回総務委員会の開催状況について	29
○ 第3回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	30
○ 令和7年度第1回自動車運送事業者自動車無事故表彰について	31
○ 「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について	32
○ 高齢運転者安全運転研修の開催状況について	33
○ 令和7年度助成事業について	34
○ 適性診断(初任・適齢)及び安全運転研修について	36
8. ドライバー体験記 ～失敗から学ばないために～	39
9. 陸災防だより	
○ 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて	40
○ 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修	42
○ 荷役災害防止担当者研修(陸運事業者・荷主等向け)	43
○ 技能講習のお知らせ	44
○ 陸運と安全衛生	45
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	52
11. 諫早T・Sのご案内	54

表紙写真：YOSAKOI させぼ祭り 長崎県佐世保市街地一帯

九州では最も大きなよさこい祭りの一つで、毎年10月下旬の金曜日に前夜祭、土曜日・日曜日本祭りという日程で行われています。佐世保の一大行事でもあるこのお祭りでは、熱気あふれるYOSAKOIの演舞が一番の魅力。メイン会場の名切お祭り広場が新たにリニューアルされた「佐世保中央公園」をはじめ、市街地中心・複数会場で演舞が楽しめます。老若男女問わず、音楽に合わせて鳴子をならしながら力強く踊る姿は、圧巻です。

2025年10月17日(金)～19日(日)

# 配送にはコストがかかります

## 配送負荷の軽減にご協力ください



国では、  
商取引において物流サービスが無償で提供されていると  
誤解を招かないよう「送料無料」表示の見直しに取り組ん  
でおり、消費者や事業者の理解が広がるように取組を  
進めています。

また、配送負荷の軽減のため、宅配ボックス  
の活用や配送時間帯の指定などにより、荷物  
を可能な限り一回で受け取る「再配達削減」  
にもご協力ください。

[詳しい内容に関してはコチラから](#)



### 「送料無料表示の見直し」とは・・・

- 送料負担の仕組みを表示すること  
(「送料当社負担」、「〇〇円(送料込み)」等)
- 「送料無料」表示をする場合には表示  
者の責任として以下を分かりやすく  
表示・説明すること
  - ▶ 「無料」と表示する理由
  - ▶ 送料負担の仕組み等を分かりやすく  
説明すること

詳しい内容に関しては  
[コチラから](#)



国土交通省 運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

# トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第27回】開催

開催日時：令和7年10月27日(月) 10:00,15:00(同日2回開催)

## 事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由  
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？  
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用  
二次元バーコード

### (ご提供している情報(一部))

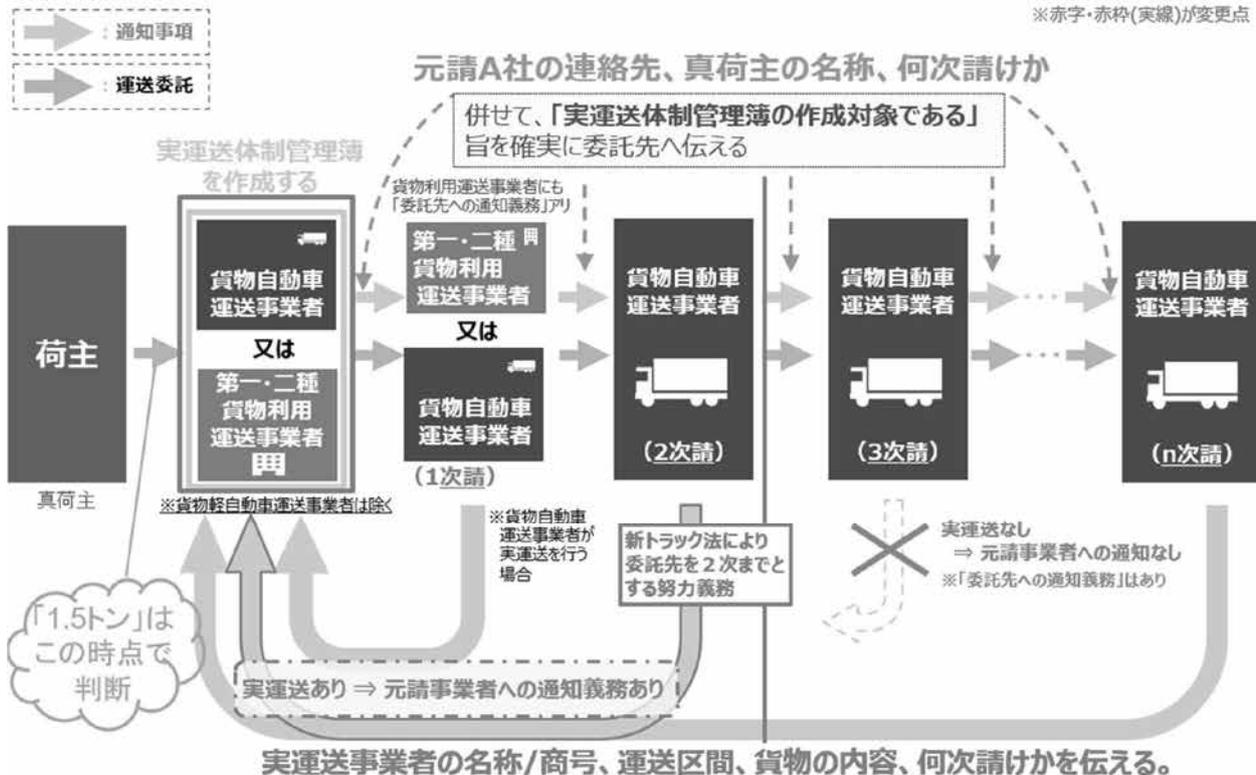
- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など  
運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

## (今月のNEWS) 改正トラック法(令和7年6月11日公布)に基づいた実運送体制管理簿作成義務

法改正による  
変更ポイント

貨物利用運送事業者にも実運送把握、実運送体制管理簿作成・保管の義務がかかる。  
多重化構造の是正規制(2次請まで)の努力義務がかかる。

※赤字・赤枠(実線)が変更点



実運送事業者の名称/商号、運送区間、貨物の内容、何次請けかを伝える。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) "いつも荷待ちをさせられる","こんな作業までさせられている","運賃交渉に応じない"



目安箱  
投稿用  
二次元  
バーコード

# 令和7年度 長崎県過積載防止運動強化月間

10月1日(水)～31日(金)

「事故『0』へ、積み過ぎは  
☆しない ☆させない ☆たのまない」

## —— 合同指導取締を強化 ——

過積載運行は、重大な交通事故の発生をはじめ道路渋滞の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害、道路の損壊とさまざまな弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

長崎県過積載防止対策連絡会議による本運動も第44回を数え、この間に全事業者・全ドライバーが「輸送秩序確立運動」をはじめ、あらゆる機会を捉え過積載防止を展開して参りました。

会員事業所におかれては、「しない、させない、たのまない」のスローガンのもと定量積載による安全運行を遵守していただき、本運動への積極的かつ効果的な取り組みを実践していただくようお願いいたします。

### 荷主の皆様へ

- ◎10月は過積載防止強化月間です。
- ◎荷物の積み過ぎは、悲惨で重大な交通事故を招きます。
- ◎「計画出荷」・「取引慣習の改善」にご理解・協力をお願いします。
- ◎運送契約の「重量明記」励行を!
- ◎荷主・荷受人等は、運転者に過積載運転の要求をしてはいけません。



(長崎県過積載防止対策連絡会議)

長崎県・長崎県警本部・九州地方整備局長崎河川国道事務所・九州運輸局長崎運輸支局  
西日本高速道路(株)九州支店長崎高速道路事務所・(公社)長崎県トラック協会

### トラック運転手の皆さん

## 過積載禁止



(長崎県過積載防止対策連絡会議)

長崎県・長崎県警本部・九州地方整備局長崎河川国道事務所・九州運輸局長崎運輸支局  
西日本高速道路(株)九州支店長崎高速道路事務所・(公社)長崎県トラック協会

# 令和7年度長崎県過積載防止運動 強化月間実施要綱

長崎県過積載防止対策連絡会議

## 1 趣 旨

トラック輸送は、貨物輸送トン数ベースで国内輸送の約9割を担う輸送機関であり、国民生活の安定と産業活動の発展に必要不可欠なものとなっているが、反面、需要の多様化、高度化に伴う競争の激化とともに、過積載運行を含む輸送秩序の乱れ、交通死亡事故や道路渋滞等の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害や環境悪化など社会的問題をもたらしている。

長崎県過積載防止対策連絡会議（以下連絡会議と略す。）は、交通を取り巻く諸問題解決の一端として、行政機関・実施団体が貨物自動車の過積載運行を撲滅する運動を推進することにより、交通事故防止を目指すものである。

## 2 運動期間

令和7年10月1日から令和7年10月31日まで1ヶ月間とする。

## 3 スローガン

『事故「0」へ、積み過ぎはしない、させない、たのまない。』

## 4 実施機関・団体等

長崎県

長崎県警察本部

九州地方整備局 長崎河川国道事務所

九州運輸局 長崎運輸支局

西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所

公益社団法人長崎県トラック協会

## 5 運動推進要領

(1) 連絡会議が実施する事項

①運動期間中の諸行事を企画、推進するとともに連絡・調整にあたる。

②懸垂幕を掲示すると共に、広報掲示物（ポスター、パンフレット等）を作成する。

③関係機関・団体等へ運動協力、広報掲示物の掲示要請、機関紙・会報への掲載依頼等啓発の推進及び一般への広報を行う。

④関係荷主及び団体あての過積載防止の協力要請（別紙文書）を行う。

(2) 行政機関及び団体が実施する事項

[長崎県]

- ①関係機関団体への啓発活動を行う。
- ②県管理道路情報板（電光板）を利用した広報活動を行う。
- ③ポスター掲示や道路情報板等を利用し、一般への広報を行う。

[長崎県警察本部]

- ①過積載運転の取締りを強化する。
- ②道路交通法第58条の4「過積載車両に係る指示」の徹底を図る。
- ③道路交通法第108条の34「使用者に対する通知」の徹底を図る。
- ④事業所に対する交通安全教育の推進を図る。

[九州地方整備局 長崎河川国道事務所]

- ①過積載車の合同街頭取締りを実施する。
- ②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

[九州運輸局 長崎運輸支局]

- ①過積載車の合同街頭取締りを実施する。
- ②街頭検査の際、過積載を助長する荷台等の集中的取締りを行う。
- ③運行管理者講習会等の機会を利用し意識の高揚を図る。
- ④ポスター・電光掲示板を掲示し、一般への広報を行う。

[西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所]

- ①法令違反車両取締りを随時実施する。
- ②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

[(公社)長崎県トラック協会]

- ①「過積載防止」月間広報ポスターの作成。
- ②機関誌「ながさきトラック広報10月号」に掲載し全事業所への周知を図る。
- ③過積載街頭取締りへの参加協力を行う。
- ④適正化事業の巡回指導において過積載防止の重点指導を実施する。

長崎県過積載防止対策連絡会議  
長崎県  
長崎県警察本部  
九州地方整備局長崎河川国道事務所  
九州運輸局長崎運輸支局  
西日本高速道路株式会社九州支社  
長崎高速道路事務所  
(連絡協議会公印省略)

## 令和7年度過積載防止運動強化月間の実施について

拝啓 貴社におかれましては、益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素から道路、交通、運輸行政に対するご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車の過積載による違法運行については、重大事故への起因の懸念と併せ、道路・橋梁等への損傷要因にもなることから、その防止につき、これまで各般の対策を講じてきたところであります。

長崎県における過積載運行は、平成6年5月の道路交通法の改正施行を機会に大幅な重量超過については減少しているものの、依然として過積載運行が見受けられる状況にあります。

このため当会議では、尚一層の運動の充実拡大を図るべく10月の1ヶ月間を実施期間として、本年度も過積載防止運動強化月間を実施することとなりました。

過積載の防止は運輸事業者による自助努力が第一ですが、何よりも荷主皆様のご理解、ご協力がなければ違法運行の一扫は程遠いものであります。

つきましては、本運動を推進するにあたり、貴社におかれましても趣旨をご理解いただき、良質で円滑な輸送サービスの提供の為、計画的出荷や運送契約時の重量明示、さらには、取引慣習の改善等々、具体的でかつ実効ある過積載防止策について特段の御協力方をお願いするものであります。

なお、過積載防止の啓発ポスターを同封いたしましたので、期間中掲示板等に掲示していただきますよう重ねてお願いいたします。

(事務局) 九州運輸局 長崎運輸支局 (輸送・監査担当)  
〒851-0103 長崎市中里町 1368 番地  
TEL 095-839-4747 (カイクス2)



過積載  
防止運動  
強化月間

2025年 10月1日(水) ▶ 31日(金)

〈長崎県過積載防止対策連絡会議〉  
長崎県・長崎県警察本部・九州地方整備局長崎河川国道事務所・九州運輸局長崎運輸支局・西日本高速道路(株)九州支社長崎高速道路事務所・(公社)長崎県トラック協会

## 【ご案内】

### 「災害物流専門家研修」の開催について

平素は、当協会の業務運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過去の大規模災害時における緊急支援物資輸送では、物流に関する専門的知識を持つスタッフが集積拠点に常駐していないこと等が原因となり、避難所等への円滑な物資の輸送に支障をきたす事例がみられ、課題とされてきました。

このため、当協会を含む都道府県トラック協会及び全日本トラック協会（以下：全ト協）では、今後想定される地震や台風、豪雨などの大規模災害に備え、災害時に自治体が管理する物資集積拠点等にて支援物資の仕分け・管理・輸送等を行う専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図るとともに、輸送協定等に基づき自治体より協力を求められた際に、災害物流専門家を紹介・派遣できる体制整備を図ることとしております。

つきましては、より多くの災害物流専門家の育成を図るため、以下のとおり標記研修会を開催致しますので、災害物流専門家候補として、倉庫業務や配車業務等の物流実務をご理解されている従業員様にご出席を賜りたく、宜しく願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 開催日時

令和7年12月11日（木）10時00分 ～ 12日（金）15時40分（予定）

#### 2. 場所

公益社団法人長崎県トラック協会「研修会館 2F」

〒851-0131

長崎県長崎市松原町2651-3

#### 3. 内容

別添「研修日程表」のとおり

#### 4. 出席のお申込み方法

研修会出席者を別紙出席連絡票にてご連絡下さい。

#### 5. お願い

研修修了者は、全ト協及び当協会が管理する「災害物流専門家研修」修了者リストに登録させていただきます。なお、災害発生時に自治体等から協力要請があった際には、当協会より対応のご協力をお願いする場合があります。

以上

## 災害物流専門家研修 研修日程表

日程：令和7年12月11日（木）～12日（金）  
場所：公益社団法人長崎県トラック協会「研修会館 2F」

### 【第1日】 12月11日（木）

10：00～10：10	開会挨拶	(公社) 長崎県トラック協会
10：10～12：00 途中休憩あり	研修① 基礎知識編	(株) NX 総合研究所
12：00～13：00	昼食休憩	
13：00～15：50 途中休憩あり	研修② 拠点編	(株) NX 総合研究所
16：00～16：50	研修③ 輸送編	

### 【第2日】 12月12日（金）

9：00～ 9：40	研修③ 輸送編	(株) NX 総合研究所
9：50～12：00 途中休憩あり	研修④ 自治体対応編	(株) NX 総合研究所
12：00～13：00	昼食休憩	
13：00～13：40	研修⑤ グループ討議説明 演習1の説明 演習1の実施	(株) NX 総合研究所
13：40～15：20 途中休憩あり	研修⑤ 演習2の説明 演習2の実施・発表	
15：20～15：40	修了証配布、アンケート記入	
15：40	終了	

# 災害物流専門家研修 出席連絡票

年 月 日

(公社) 長崎県トラック協会

業務課 宛

FAX : 095-839-8508

開催日時 : 令和7年12月11日(木) 10時00分

～ 12日(金) 15時40分

開催場所 : (公社)長崎県トラック協会「研修会館 2F」

受講者 所属先情報	事業者名 (必須)	
	支店・営業所名 (必須)	
	所在地 (必須) ※都道府県名からご記入下さい	〒 -
	電話番号 (必須)	
	FAX番号	
	事業内容 (当てはまるものにレ点)	<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 <input type="checkbox"/> 倉庫事業
受講者 個人情報	氏名 (必須)	(ふりがな)
	所属先の部署・役職 (必須)	
	生年月日 (西暦) (必須)	年 月 日
	個人電話番号	
	個人メールアドレス	

※ 令和7年11月7日(金)までにFAXにてご返信頂きますよう、ご協力  
お願いいたします。

## 研修を受講される皆様へ

研修修了者は、全ト協及び当協会が管理する「災害物流専門家研修」修了者リストに登録させていただきます。

災害発生時に自治体等から協力要請があった際には、当協会より対応のご協力をお願いする場合があります。

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的に関する限りで使用いたします。

## 行政だより

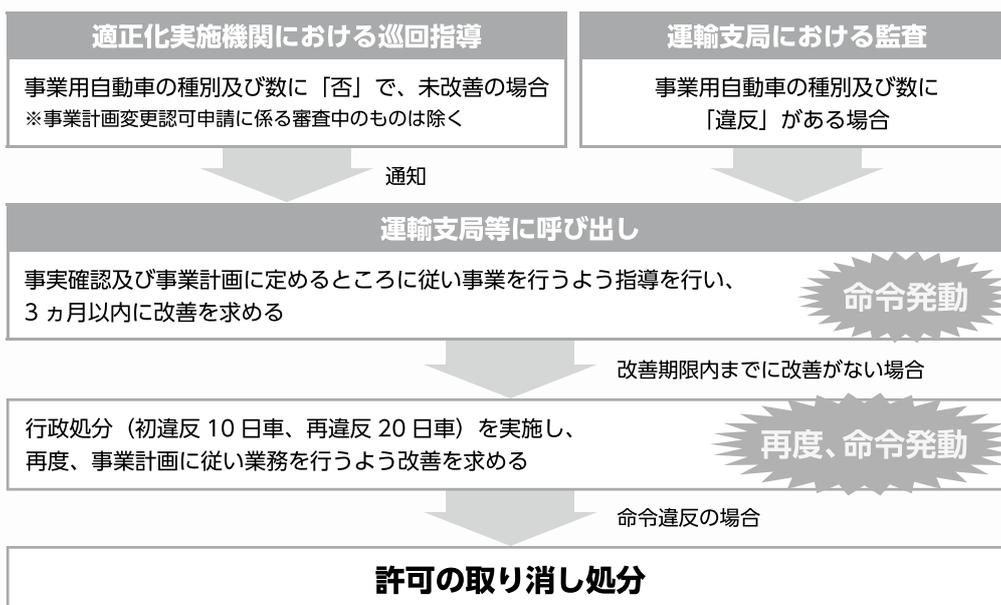
# 貨物自動車運送事業法第8条第2項に基づく命令の発動基準について

## 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました！

今般、貨物自動車運送事業者がその事業を継続して遂行するために適切な計画として定めている事業計画に反して事業を行っている場合、法令順守への意識が低く、悪質な法令違反が行われている可能性があることから、事業の改善を図るため、事業計画に従い業務を行うべきことを命令する発動基準が制定されました。

**貨物自動車運送事業法第8条2項に基づく命令を発動する基準**（施行日）令和7年5月1日

1. 巡回指導において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目が「否」であり、改善期限内に改善がなされていない場合。※ただし、事業計画変更認可申請に係る審査中は除く
2. 運輸支局による監査において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目に違反があると認められた場合
3. その他、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数が事業計画における事業用自動車の種別ごとの数を満たさなくなったと認められる場合

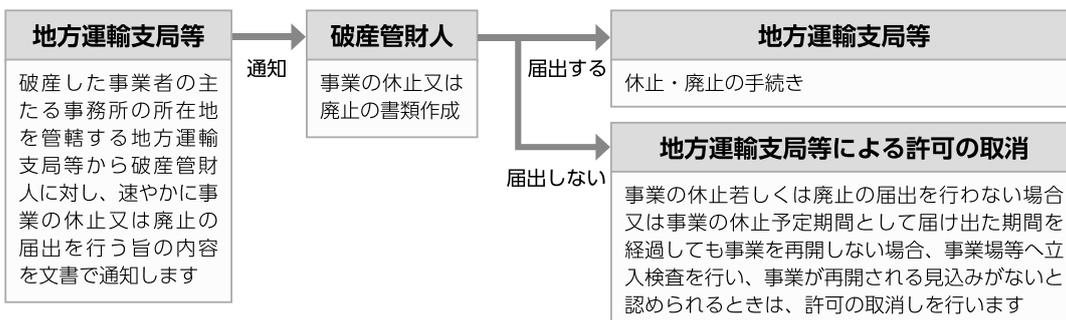


# 一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における取扱い

一般貨物自動車運送事業者等が破産又は所在不明により長期にわたり休止状態にある場合における事業許可の取扱いが下記の通り定められました。

## 1. 破産の場合

事業者が破産法の規定により破産宣言を受けたときは、破産管財人による貨物自動車運送事業第 32 条の事業の休止又は廃止の届出するよう通知を行います。



## 2. 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、必要に応じて事業場等への立入検査等を行い、事業を行っていないと認められるときは、許可の取消が行われます。

<b>所在不明として調査対象となる事業者</b>	長期にわたって事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものと思われる以下の事業者 ① 2年以上にわたって事業報告書及び事業実績報告書を提出していない事業者 ② 所在不明、倒産等の風評のある事業者 ③ 適正化事業実施機関から所在不明営業所と報告のあった事業者
<b>所在不明等の確認(事業場等への立入検査等)</b>	所定の手続きを経たうえで所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行います。 また、所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要に応じ行政処分を行い、事業計画の変更申請又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講じます。
<b>所在不明事業者の許可取消し手続き</b>	所在不明等の確認の結果、一定期間(概ね1年程度)事業を行っていないと認められるときは、行政手続法等関係法令に基づき手続きを行います。

## 3. 事業廃止又は許可取消しに伴う車両の取扱い

事業廃止又は許可取消し処分を受けた事業者の事業用自動車を当該事業者以外の事業者が使用していたときは、行政処分を行います。

## 4. 違法行為を行っているおそれのある事業者の事業計画変更認可等の取扱い

名義貸し等の違法行為を行っているおそれのある事業者から事業の拡大を内容(事業の譲受、営業所・荷扱所の新設、増車、積合せ運送の許可等)とする申請については、実態調査を行い、業務の適正化が十分行われたと認められた場合に認可等の処分が行われます。

## トラック運送業における価格転嫁・ 取引適正化に関する今後の取組について（要請）

標記の件について、国土交通省より全ト協を通じて要請がありましたのでお知らせいたします。

国自貨第285号  
令和7年8月25日

公益社団法人

全日本トラック協会

会長 寺岡 洋一 殿

国土交通大臣

中野 洋昌

（公印省略）

### トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、国土交通行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理より、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一扫に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示がありました。

こうした点を踏まえ、貴団体におかれては、本要請文を傘下会員の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、貴団体から周知・依頼を受けた個々の事業者におかれましては、経営者・代表者、運賃交渉担当の幹部の方から、現場の運賃交渉担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

**1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する傘下会員への周知**

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布されました。今後、下請法は中小受託取引適正化法（取適法）、下請振興法は受託中小企業振興法（振興法）が通称となります。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要です。

つきましては、(別添)「下請法・下請振興法改正法について」について、傘下会員への周知をお願いいたします。今後、国土交通省や地域ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。

(中小受託取引適正化法のポイント)

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
  - 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
  - 発荷主からトラック事業者への運送委託を対象取引に追加
  - 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
  - 事業所管省庁の主務大臣（国土交通大臣）に指導・助言権限を付与
  - 「報復措置の禁止」の申告先に主務大臣（国土交通大臣（※））を追加
- ※ トラック・物流Gメンへ申告しやすい環境を整備

(受託中小企業振興法のポイント)

- 発荷主からトラック事業者への運送委託を対象取引に追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣（国土交通大臣）に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

**2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの改正、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言**

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画及び取引適正化ガイドラインを策定しているトラック運送業界におかれましては、今般の法改正も踏まえまして、自主行動計画の内容の見直し及び国が策定した取引適正化ガイドラインの見直しへの協力をお願いいたします。また、重ねてのお願いにはなりますが、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善をお願いいたします。

(参考) 内閣官房ホームページ

- ・ 下請適正取引等推進のためのガイドライン策定業種 (21種類) (令和7年6月時点)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/katsuryoku\\_kojyo\\_wg/dai8/siryou6.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou6.pdf)

- ・ 取引適正化に向けた自主行動計画策定団体 (30業種80団体) (令和7年6月時点)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/katsuryoku\\_kojyo\\_wg/dai8/siryou7.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou7.pdf)

### **3. 間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討**

中小企業庁によれば、企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられています。

すでに、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねてのお願いを申し上げているところですが、それ以外にも、トラック運送業界におかれましては、運行管理者や整備管理者等の人件費、ドライバーに対する指導教育費、事務所運営費等の間接的な経費につきましても、取引実態等に照らし、傘下企業において価格転嫁・交渉の対象としていただきますようお願いいたします。

### **4. トラック運送業界内における価格転嫁及び賃上げの取組**

トラックドライバーの賃上げのための価格転嫁・取引適正化については、荷主側のみならず、トラック運送業界内においても、取り組める余地があるとの認識の下、

- ・ 元請事業者をはじめとする他の事業者へ運送委託を行う全てのトラック事業者は、改正物流法の着実な履行、多重取引構造を当然とする商習慣の見直し、実運送事業者のコストを勘案した価格決定をしていただくこと
- ・ 全てのトラック事業者は、労務費指針の趣旨を踏まえ、少なくとも運賃収入の上昇分は、トラックドライバーの給与の引き上げに確実に反映いただくこと

について、引き続き、積極的かつ自主的な取組を進めていただくようお願いいたします。

以上

## 「業務改善助成金」の拡充について（周知依頼）

R07-05460-01760

令和7年9月12日

各部局主管課長 様

雇用労働政策課長

### 「業務改善助成金」の拡充について（周知依頼）

厚生労働省及び長崎労働局では、中小企業の賃金引上げの支援策として、事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等にその費用の一部を助成する「業務改善助成金」をはじめ各種助成金の活用を推進しているところです。

このたび、今年度の地域別最低賃金が大幅に引き上げとなる見込み（※）であることを受け、9月5日付けて、業務改善助成金の対象事業所の範囲が拡充されました。

つきましては、以下リーフレットを添付いたしますので、関係機関及び事業者への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各市町及び各振興局へは、別途通知しています。

※長崎県においては最低賃金を78円引き上げて時間額1,031円とするよう答申が行われ、本年12月1日より適用される見込み。

#### 1. 業務改善助成金の拡充内容

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、「賃金引上げ計画」の提出不要

#### 2. 添付リーフレット

- ①「業務改善助成金」の拡充について
- ②賃金引上げの支援策一覧（R7.9版）

長崎県産業労働部雇用労働政策課  
労政福祉班 末永（内線5137）  
TEL:095-895-2714  
FAX:095-895-2582

# 9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未済までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

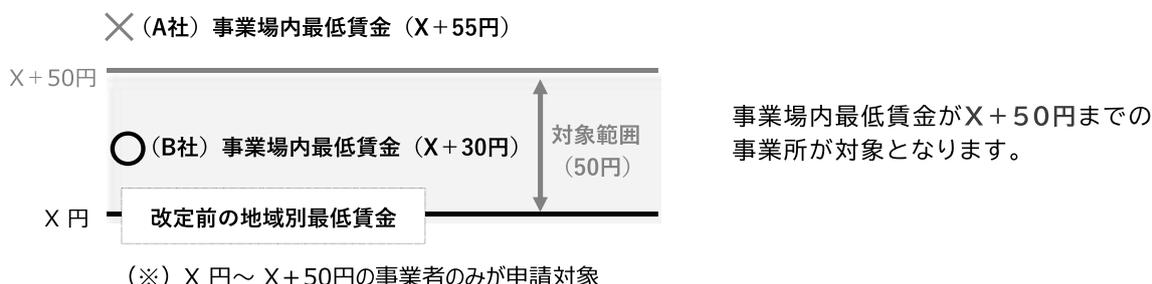
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

## 拡充のポイント

### ①対象事業場の拡大

#### 従来

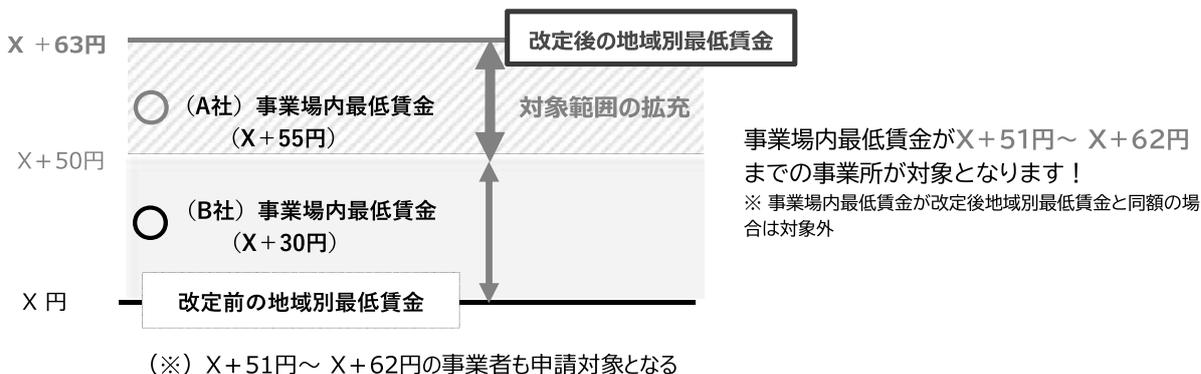
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



#### 拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未済まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



## ② 賃金引上げ後の申請

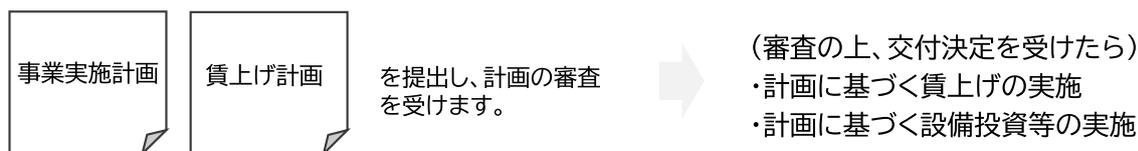
### 従来

### 賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



### 拡充

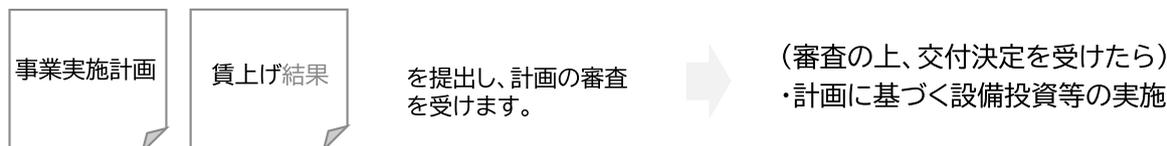
### 賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



### 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

### 注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、  
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。  
電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)



(R7.8)

事業主の皆さまへ

# 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

**NEWS** 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

**活用のポイント** 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

## キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

**活用のポイント** 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

## 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

**活用のポイント** 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合  
 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算  
 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

## 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合  
 ※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

**活用のポイント** **職業訓練+経費助成等**  
(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

## 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

**活用のポイント** **雇用管理改善の取り組み**  
(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
  - 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
  - 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
  - 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
- (※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。  
 (※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

## より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP  
 「賃上げ」支援助成金パッケージ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package.00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html)



(R7.9)



## 全ト協だより

# 「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について

全日本トラック協会において、例年のとおり標記表彰が行われますので、下記により表彰該当者を推薦されるようお願いします。

### 記

1. **選考基準** 業務に精励し、成績優秀にして事業の発展に寄与した功績が顕著な者で、次の基準に該当するもの。

(1) 感謝状

- ①トラック運送事業及び運送取扱事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- ②事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

(2) 表彰状

- ①運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者
- ②事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者
- ③危難を顧みず職責を遂行し、又は、重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- ④有益な発明、考案、改良又は研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

2. **提出書類**

功績調書、履歴書、その他参考となる資料

3. **提出期日**

令和7年11月25日(火)までに県ト協（担当 本村）へ郵送または持込

※受章が決まりましたら来年度（令和8年度）の定時総会で表彰する予定です。

令和 年 月 日

## 功 績 調 書

協会名

1. 事業所の住所 及び名称  代表者氏名	
2. 被表彰候補者の  ふりがな 役職 氏 名  生年月日	昭和・平成 年 月 日 生まれ
3. 推薦順位	
4. 推薦理由	
5. 賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる事項	

# 履 歴 書

現住所					
ふりがな					
氏 名		生年月日	年	月	日生
学 歴	年	月	最終学歴		
職 歴	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
賞 罰					
<p>上記の通り相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">⑩</span></p>					

## 近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年9月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

### 1. 貸付利率

期 間	現 行 (改定前)	改定後
1年以上～3年以内	2.20%	2.30%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

### 2. 実施日

令和7年9月10日



# 特殊車両通行制度に関するアンケート回答のお願い

標記の件について、国土交通省より全ト協を通じて協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡  
令和7年9月11日

(公社) 全日本トラック協会 御中

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室

## 特殊車両通行制度に関するアンケート回答のお願い

平素より国土交通行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路法に基づく特殊車両通行制度（特殊車両通行許可制度・特殊車両通行確認制度）を運用しています。大型車両の違反通行を確認する中で、過去に業界団体等から、荷主等依頼者側より違反通行を要求される、といった意見を受けてきたところです。このため、実態を把握し、特殊車両通行制度の理解促進や運用改善に向けた検討のための基礎資料とするため、アンケートを実施させていただきます。

つきましては、下記のとおり実施させていただきますので、貴協会の会員企業の皆さまに対して、アンケートへの回答の御協力をいただきますよう、周知願います。

なお、本アンケートは、いわゆる特殊車両（道路法（車両制限令）に規定する一般的制限値（例えば、車両総重量20t、長さ12m、高さ3.8mなど）を超え（貨物を積載する車両は積載状態での値が超過する）、道路を通行するにあたって道路管理者の許可等が必要な車両）を扱う事業者様を回答対象としています。また、アンケート回答内容につきましては取締り目的に活用しないこと、念のため申し添えいたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力よろしく願いいたします。

記

### 1. アンケート

対 象 者：特殊車両を使用する事業者

実施期間：令和7年9月11日(木)～10月31日(金)

実施方法：下記 URL 上の質問に回答

<https://rsch.jp/57b42ad5ce58b879/login.php>

### 2. 問い合わせ先

本件委託業者：(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター 石浜、倉田

電 話：03-6280-8861

メール：hido-tks-info@tks.hido.or.jp

受 付：月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：30

# 軽油価格の調査結果（7月分）

7月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

## 1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		124.98	114.60	128.97
全国(沖縄除)		125.10	113.40	124.28

## 2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		125.30	114.91	130.96
出光昭和シェル		127.87	114.12	127.50
キグナス				
コスモ		123.00	113.00	132.60
その他		118.67	114.93	127.60

## 3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		126.00	115.05	130.10
30～50キロ リットル未満		114.00	113.99	118.30
50～100キロ リットル未満		112.49	114.06	127.00
100キロ リットル以上			113.08	115.30

## 4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		127.48	117.16	118.90
30～60日未満		122.80	114.53	131.28
60日以上		138.35	112.57	113.80

## 5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年3月		134.96	124.51	135.17
2025年4月		134.20	125.24	136.45
2025年5月		128.52	117.95	131.96
2025年6月		122.72	111.27	124.02
2025年7月		124.98	114.60	128.97

※消費税抜きの価格

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。  
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ)長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 [http://www.shinsaikai.com/class\\_unkan.html](http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html)

**※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。**

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

### 【受講手数料】

基礎講習:8,900円

**一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)**

**※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は、助成金の対象外となります。**

講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

**【持ってくるもの】**※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守)※おんがDSのみ  
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書(※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

**【受付時間及び講習時間】**※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
			日数	時間
おんが自動車学校	9:00~9:30	基礎講習	1日目	10:00~17:00 ※9:30~オリエンテーション
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:30
		一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	1日目	10:00~17:00
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:00
		一般講習	10:00~16:00	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

### 1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月28日(水)~5月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月11日(水)~6月13日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	6月17日(火)~6月19日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月1日(火)~7月3日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月11日(火)~11月13日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月2日(火)~12月4日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	【予定】12月10日(水)~12月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第3回	6月26日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第4回	6月27日(金)	新土五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第5回	7月3日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	7月10日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	7月11日(金)	長崎市「長崎市民会館 大会議室」	50名	自動車事故対策機構 長崎支所
第8回	7月24日(木)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第9回	8月1日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第10回	8月23日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校
第11回	8月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第12回	9月3日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第13回	9月11日(木)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第14回	9月29日(月)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	10月9日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	10月22日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第17回	10月26日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校
第18回	11月6日(木)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第19回	11月22日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第20回	12月5日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第21回	12月11日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校
第22回	1月15日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第23回	1月21日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第24回	1月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第25回	3月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式



## 第2回総務委員会の開催状況について

去る9月2日(火)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員12名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶が有り、役員改選後初の開催となったため新たに委員長・副委員長の選任が行われ、委員長に田川和美氏（長崎ダイキュー運輸(株)）、副委員長に塩塚敬氏（塩塚総合商事(株)）が就任しました。

仮の議長を務めた永野副会長より、進行を田川新委員長に交代し、上程された議案について審議され、原案通り承認されました。



田川（新）委員長



塩塚（新）副委員長



永野副会長



左から田川委員長、塩塚副委員長



## 第3回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日 時 令和7年9月18日(木) 17:00~17:35  
 場 所 長崎市元船町2-4「サンプリエール」  
 出席者 馬場会長ほか27名

### (協議事項)

- (1) 定款第14条に基づく業務報告について
- (2) 新規加入事業者等の承認について
- (3) 令和7年度近代化基金融資推薦について
- (4) 令和7年度「トラックの日」の行事について(案)

### (報告事項)

- (5) 各種委員会の委員変更について
  - (6) 令和7年度安全性評価事業の申請受付等について
  - (7) 第39回長崎県トラックドライバーコンテストの結果について
  - (8) 事務局職員の人事について
- その他



馬場会長



豊永参与



西辻松好氏



渡辺幸造氏

理事会は、原野事務局長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、原案通り承認されました。

続いて開催された懇談会において、今年度退任された**西辻松好氏**、**渡辺幸造氏**へ馬場会長より「協会本部役員員の退任に伴う表彰規程」に基づき、感謝状と記念品を贈呈いたしました。

長きにわたり、協会の運営と業界の発展のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。



# 令和7年度 第1回 自動車運送事業者自動車無事故表彰について

九州運輸局では、九州内の自動車運送事業者の自動車無事故を達成させることにより、その保安の確立を期することを目的に標記表彰を行っており、今回は、トラック事業者6社、バス事業者9社の計15社が表彰を受けました。

長崎県内では、製罐陸運 株式会社（長崎市矢上町）と有限会社 とみなが急配（佐世保市有福町）の2社が受賞となり、9月9日(火)に長崎運輸支局にて鶴田次長より製罐陸運 株式会社 塚本敏代表取締役と有限会社 とみなが急配 粒崎晴志郎代表取締役に九州運輸局長の表彰状が伝達されました。



鶴田次長より表彰を受ける製罐陸運(株) 塚本社長



鶴田次長より表彰を受ける(有)とみなが急配 粒崎社長



## 「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について

引越専門部会では、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、9月8日(月)10時より、引越基本講習、9日(火)10時より、引越管理者講習を開催しました。

講習会は、基本、管理者ともに（公社）全日本トラック協会輸送事業部 小山調査役より、引越業界の現状、クレーム対応、接客マナー、引越運送約款他について説明があり、管理者講習ではグループに分かれ、事例などの検討を行い各社の取組状況について発表を行い、大変有意義な講習になりました。



小山調査役



基本講習



管理者講習（グループ討議）

## 高齢運転者安全運転研修の開催状況について

去る令和7年9月10日(水)西海市の新西海自動車学校において、標記研修を開催しました。

この研修は、長年の運転経験から無意識的に繰り返される運転上の不安定行動や、加齢に伴う運転技術の低下等について、適性検査や技能実習を受けることにより、安全に対する意識向上や行動改善に取り組み事故防止につなげることを目的とした、おおむね60歳以上の運転者を対象とした研修で、会員事業者14名が参加しました。

座学では、高齢運転者の事故の特徴や、加齢に伴う健康管理の重要性、飲酒運転による重大事故等についてデータや映像から学びました。また、運転性格診断で自己の性格を改めて認識すると共に、視力検査・視野検査を行い、視野障害に対する正しい知識を確認しました。

実技では、普通車や大型車・中型車等の日頃乗務している車種に乗車し、危険回避走行や隘路侵入走行等を行い、的確な認知・判断と適切なハンドル操作ができているか、定められた指定位置に安全かつ正確に駐車できるか、等を確認し改めて安全運転に対する意識向上が図られました。



# 令和7年度助成事業について

## 1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)  
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(火)～12/19(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/30(金)**まで  
**実績報告期限：2/20(金)** ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(木)**まで  
3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

## 2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ②機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限10万円)
その他条件等	*②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台	
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
その他条件等	*Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 *来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します	
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
SASスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日):55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日):53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日):53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1. 2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	<del>運転者 1 名につき 670 円</del> （※令和 7 年 10 月 1 日より、運転者 1 名につき 800 円）
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 20 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 20 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用（税抜）の 1/3（上限 10 万円）、 大型・中型・けん引：取得費用（税抜）の 1/2（上限：大型 15 万円、中型・けん引 10 万円） フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大 学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大 学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

### ◆適性診断（初任・適齢） \*開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### ◆初任運転者向け

#### ・初任運転者特別指導講習会 \*開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### ◆高齢運転者向け

#### ・高齢運転者安全運転研修 \*開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

### ◆一般運転者向け

#### ・安全運転研修（一般運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### ◆添乗指導者向け

#### ・添乗（同乗指導者研修） \*開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
長崎開催 (新西海)	A	適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14	
	B	初任運転者特別指導講習会	17~18	22~23	11~12	16~17	28~29	18~19	8~9	19~20	18~19	15~16	
	C	高齢運転者安全運転研修						10					
福岡開催 (おんが)	D	一般・初任貨物運転者研修		24~25	7~8 14~15	5~6		6~7	11~12	8~9		17~18	
	E	添乗（同乗）指導者研修						27~28					
	全ト協	一般・初任運転者研修	12~14		21~23						15~17		
		添乗・指導管理者研修		17~19		19~21							
		一般・事故再発防止研修							18~20				

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508  
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778  
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 申 込 書

## (適性診断・初任運転者特別指導講習)

( 受 付 済 印 )

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)  
事業所名 (営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日 (年齢)	適性診断 (診断種類に☑) 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	_____ 昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
2	_____ 昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
3	_____ 昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始

**【実施場所】** 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)  
所在地: 長崎市松原町2651-3

**【適性診断お申し込みの方】**

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

**【初任講習お申し込みの方】**

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。  
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

**新西海自動車学校**

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3  
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

## 【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

### 1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日（13時間）	
2	初任運転者研修 2日（15時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2日（13時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

### 2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記1の研修No.を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要

※交通費助成申請  離島地区外：5千円  離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

#### 【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印
-----

失敗から学ぶことは多いが、こと運転においては失敗してからでは遅い。

中学生の時、自転車通学をしていた。片道20分程度の通学路には車の往来が激しい道路も含まれていたが、そういった道を守る時も車の少ない道を守る時も同じような感覚で、特に周囲に注意を払うことなく自転車を走らせていたように思う。

高校生になると原付バイクの免許を取り、行動範囲が広がった事が嬉しくあちこち出かけるようになった。感覚としては「自転車がパワーアップした」くらいのもので、思春期特有の根拠の無い自信や思い込みも相まって、今振り返れば危険だと思われるような、慎重とは言えない運転もしていたように振り返る。幸いにして事故を起こしたことは無かったが、それは結果論で運が良かっただけと言えるだろう。

社会人になって、運送会社で15年仕事をしてきた今現在の感覚からすると、「当時は無茶な運転だったな」とまず思う次第だが、もう少し当時の心境を深掘りしてみようと思う。

すなわち、なぜ若い頃は無茶な運転をしていたのか。その要因を正しく分析し理解することが、今後自分が安全運転を継続していく為の、また職務上でドライバーの安全意識を高揚させるための啓蒙活動に活かす為のヒントとなると考えるからだ。

要因解析の為、10代の頃の自分の心境を思い出せる範囲で記載していきたい。

まず自転車の運転時だが、前途した通りあまり車や他者を意識していなかった。自転車は左側通行である等、最低限のルールは知識としては持っていたが、遵守できていたかは怪しい。間違いなく言えることとして「車の方が避けるだろう」という意識があったし、「自分は事故を起こすような下手な運転ではない」という思い込み、さらに言えば「仮に事故を起こしたとしても、大したことはないだろう」という楽観もあった。

まとめると、他人任せ・過信・楽観である。その根源は何かと言えば、危機感の無さと知識不足に集約されそうである。

原付バイクを運転していた折もその根底の意識には大きな変化はなく、結果としての無事故を「安全運転できている」と安易に考えていたように思う。

先述した通り、これらは今の感覚では考え難く、思い出すとぞっとする。つまり、どこかで意識が変わったということになる。では、その転換点は何かと考えるに、最も大きな要素は自身が関わった事故の経験である。

過去に経験した交通事故は2件ある。1件目は高校生の時、横断歩道の無い脇道を自転車から横断していた際、脇道から大通りに出てきた乗

用車に接触した。衝撃でアスファルトに転倒、着地の際には左手を骨折する怪我を負った。事故の内容としては層別すれば被害事故であったが、その要因はドライバーの不注意のみであるとは言いがたいものであった。というのも、事故発生時は非常に強い雨が降っており、片手に傘を差しながら視界の取れない中で自転車に乗っていたからである。ルールを守っていなかった後ろめたさもあり、事故に遭ったのだという意識は芽生えず、事故を起こしてしまったと後悔した。同時に、ルールが存在する意味を考えるようになった。交通ルールは当然、そのすべてが事故を発生させない為にあるのは自明ではあるが、そのことを実感として捉えることが出来るようになった出来事だった。

2件目は社会人になってから、通勤途中でやや渋滞中のバイパスを走行中、前方車両に追突した。1件目の事故を経て、安全運転に対する意識は一段上がっていたと思うし、自分なりに安全運転を心がけていた。しかし前日に夜更かしをしたことが原因で眠気を覚え、覚低運転となったことで加害事故を起こしてしまった。

この事故を受けて得た教訓は、いくら注意を払い遵法意識を持って運転に臨んでも、心身が万全でなければ安全運転足り得ないということだ。

以上2件の実害を伴う経験をもって、ようやく人並みの安全意識を身に着けることが出来たと思う。しかし冒頭述べた通り、運転というカテゴリにおいて、失敗から学んでは遅いのだ。1件目の事故では当たり所が悪ければ自身の命を、2件目は速度が出ていれば相手方の命を危険に晒していたかもしれない。結果論で「ああ良かった」で済ますにはあまりに重い事実である。

職業柄、自社や協力会社のドライバーが製品事故や交通事故を起こしてしまう場面は残念ながら何度も見てきた。そして私の経験則と同様、そうしたドライバー達はそれ以降の安全意識が一段高まるように思う。では、事故を起こさずして安全意識を高めることは出来ないのかと言えば、勿論そんなことは無い。

他者が起こした事故を自身に置き換え、自分だったらどうするか、この事故を回避するには何が足りなかったのかを真剣に考えるということ、習慣付ければ良い。

言葉にするのは簡単だが、これは難しい。職務上の永遠の課題とも言える程のテーマである。まずは私自身、事故現場を実際に走行し、どんな環境でなぜ事故が起きたのかを自分なりに分析してみようという事をしている。

ショック療法のような劇的な変化ではなく、こうした活動を通じて少しずつ意識を高めていく。これが私と交通安全の在り方である。

## ドライバー体験記

### 失敗から学ばないために

(中部) カリツー(株)

鈴木 貴明



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

## 令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全にかつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

#### (1)注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

#### (2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。  
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

#### (3)業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

#### (4)個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じの場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

### (5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

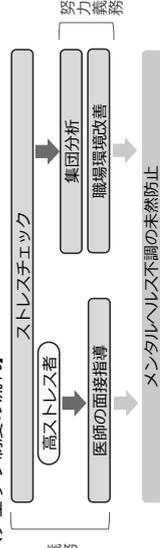
### 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

#### 【ストレスチェック制度の流れ】



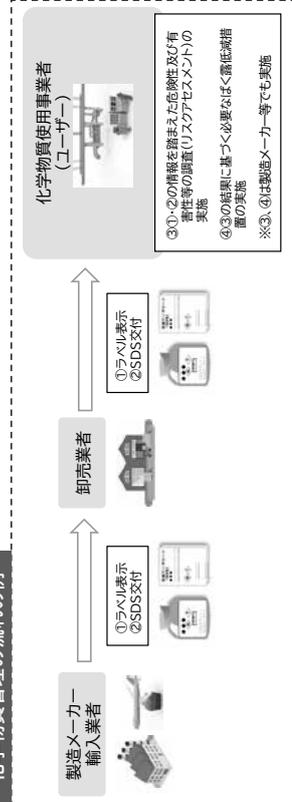
### 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### (1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシート)の交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

#### 化学物質管理の流れの例



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。  
また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進 R8.4.1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。  
また、国において、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて  
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進 R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。  
また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

安全衛生政策全般の紹介等  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)



改正労働法等に係る特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/ietou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/ietou/index_00001.html)




R7.6作成

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合には、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなりました。  
なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。  
また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名等：当該成分の化学名における部分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略、置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。  
なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

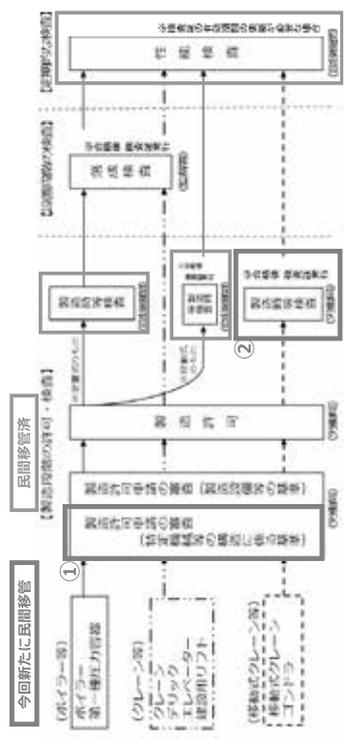
(3) 個人ばく露測定の精度担保 R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、  
① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。  
② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



参加費  
無料

# 陸運業の 安全衛生管理実務担当者研修

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

## 令和7年 10月29日(水) 13:30-16:00

会場名：長崎県トラック協会研修会館 住所：長崎市松原町2651-3

### 研修の内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

- ・ 定員：50名
- ・ 申込締切：10月17日(金) ただし、定員に達し次第締め切ります。

※受講票等は送付しません。

- ・ 受講証明：研修受講者には、受講証明書をお渡しします。  
(本研修は、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長崎県支部 TEL 095-813-8500

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書 (送信先FAX095-839-8508)

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒	—
電話・担当者氏名	TEL( )	—  ご担当者

# 荷役災害防止担当者研修

## (陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、**荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)**の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、**荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。**関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 **令和7年11月26日(水) 13:00-17:00**

開催場所 **長崎県トラック協会研修会館**  
(長崎県長崎市松原町2651-3)

定員 **50名(先着順です)**

内容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 **無料**

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防長崎県支部までファックスでお申込み下さい。  
なお、受講票等は送付いたしません。  
申込締切は、**令和7年11月14日(金)**です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、**受講証明書**をお渡します。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長崎県支部 TEL: 095-813-8500  
(切り取らずにそのままご送信ください。)



## 参加申込書

FAX.095-839-8508

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種: )		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒 - - 電話番号 ( ) - - ご担当者		

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 <a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 <a href="http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html</a>
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 <a href="http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html</a>
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 <a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 <a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 <a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a>

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>  
長崎市星取1丁目1-28  
電話:095-824-4910

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604
<a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a>

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

災害事例  
と  
その対策

## 荷の上部の作業では 適切な墜落防止対策と取付設備の確認を!!

陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況をみますと、墜落・転落による死傷者数が最も多い状況にあります。これらの労働災害を未然に防止するには、ドライバー等に作業時間の長短にかかわらず、墜落の危険性の低減を図るための安全対策を確実に行うように、実地研修も含めた安全教育の実施等で、危険感受性の向上を促すことが必要です。なお、高さ2m以上の箇所での作業では、要求性能墜落制止用器具（以下「墜落制止用器具」という。）を使用することが必要です。

### 1 事業の種類：道路貨物運送事業

（従業員数50人未満）

### 2 発生月時：8月中旬 午前10時30分頃

### 3 発生場所：荷主先敷地内の建屋

### 4 被災者：貨物自動車運転者

56歳 男性

経験年数 10年

### 5 傷病の程度：肋骨骨折、休業3か月

### 6 災害発生状況

- (1) 被災者は単独で、平ボディのトラックの荷台に、フォークリフトにより台木を挟み3段に積み込まれた木材（加工材 幅36cm、長さ2.4m、厚さ6cm）を固縛する作業を開始した。
- (2) 固縛は、ワイヤロープで固定する方法で行うため、荷台から高さ約2.2mに積み込まれた木材の上部を移動することとなるので、フルハーネス型墜落制止用器具を着用し、屋根の梁部に取り付けられた安全ブロック（水平移動用）に墜落制止用器具のフックをセットした。
- (3) フックをセット後、運転席側から後方へ移動を開始したところ、突然、安全ブロックが水平に動かなくなり、胸部が墜落制止用器具の胸部ベルトに圧迫されて被災した。
- (4) 被災後に事業者と荷主が確認したところ、屋根の梁部に錆等が生じており、安全ブロックを水平移動するための器具に不具合が生じていたことが認められた。

### 7 推定される災害の原因と問題点

- (1) 高さ2m以上の不安定な場所での作業であるにもかかわらず、事業者は明確な作業手順を何ら示しておらず、前任者等からの申し送りのみで作業が行われていたこと。
- (2) 墜落制止用器具及び安全ブロックの使用や点検方法等について、事業者が運転者に正しい知識を付与しないまま、高所における固縛作業などに従事させていたこと。
- (3) 建屋梁に取り付けられた墜落制止用器具の取付設備（安全ブロック）について、事業者は荷主の点検整備状況等を確認しておらず、また、作業開始前の点検も全く行わずに当該設備を使用させたこと。

### 8 再発防止対策

- (1) 荷主先での固縛作業等において、建屋等に取り付けられた墜落制止用器具の取付設備を使用する場合は、短時間であっても、事前に当該設備の点検を確実に実施しておくことが必要です。
- (2) 高所作業などの危険な作業に従事する労働者に対しては、社内で定めた作業手順による実地研修も含めた効果的な安全教育を継続的に実施して、安全作業の励行を図ることが重要です。
- (3) 単独による固縛作業等では、各労働者の危険感受性が欠かせません。その低下を防ぎ向上させるためには、一人KY活動等の導入を検討することも重要です。
- (4) 墜落制止用器具は、製造者が示した仕様に基づく適切な着用を徹底させることで同種災害を未然に防止することにつながります。

なお、墜落制止用器具の取付設備から地面まで6.75mを超える場合は、フルハーネス型を使用しなければなりません。

【厚生労働省】

## トラック運転者を使用する事業場に対する令和6年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省は、全国の労働基準監督署等が、令和6年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

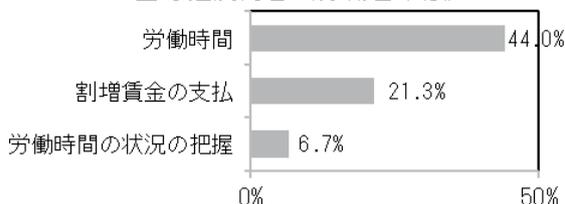
### 1 監督指導の状況

#### (1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	3,424
労働基準関係法令違反事業場数	2,786 (81.4%)

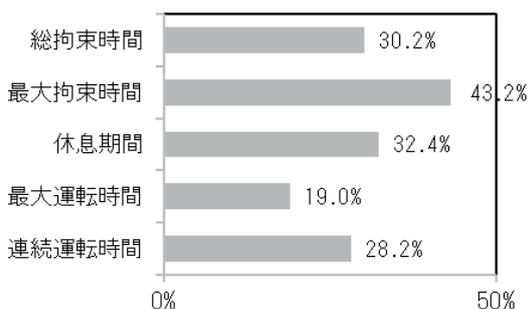
主な違反内容（労働基準法）



#### (2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,424
改善基準告示違反事業場数	1,994 (58.2%)

主な違反内容（改善基準告示違反）



#### (3) 過去3年間の監督指導状況

	令和6年	令和5年	令和4年
監督実施事業場数	3,424	2,928	3,079
労働基準関係法令違反事業場数	2,786	2,389	2,549
改善基準告示違反事業場数	1,994	1,706	1,790

#### (4) 監督指導の事例

### 長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

#### 【労働基準監督署の指導等】

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大127時間）が認められたため、是正勧告した。
- 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えたトラック運転者に対し、当該超えた時間に関する情報を労働安全衛生法に基づき通知していなかったため、是正勧告した。
- 改善基準告示【旧告示】※1に関し、①勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、②1か月の総拘束時間が労使協定の限度である320時間を超えていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 同一週内で日勤勤務と隔日勤務を併用し、頻繁に勤務態様を変えている状況が認められたため、労働者の生理的機能への影響に鑑み、勤務割を見直し、一定期間ごとに交替させるよう指導した。
- 長時間労働の背景に、荷主に指定された時間に到着しても2～3時間の待機を強いられることが常態化しており、かつこれらに対する料金の上乗せを荷主に申し出てもらえず、標準的運賃※2を下回る料金しか支払ってもらえない状況

陸運と安全衛生 No.680

が疑われたため、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を周知するとともに、中小企業庁に通報を行った。

**【会社の対応】**

- 受注件数が過大で長時間労働となっていたため、契約解除も含めた受注量の見直しを行い、長距離輸送のトラック運転者の労働時間を削減させた。
- 日勤勤務と隔日勤務を1週間周期で交替していくよう勤務割を見直した。
- 取引先との間で、長時間の荷待ちの実態を踏まえた価格交渉に取り組み、労働時間の削減に向けて話し合いを重ねた
- 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が293時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が284時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

※1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は、令和6年4月、拘束時間等の基準が改められました。このため、掲載した監督指導事例においては、改正前の改善基準告示のものを【旧告示】、改正後のものを【新告示】と付記しています。

※2 「標準的運賃」制度は、令和2年、トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標として貨物自動車運送事業法に基づき創設されました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示しています。

**長時間労働の削減及び労働時間の適正把握等を指導**

**【労働基準監督署の指導等】**

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示【新告示】に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下

回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。

- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

**【会社の対応】**

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積卸しの記録状況を点検することとした。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

**2 送検状況**

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、42件でした。

令和6年	令和5年	令和4年
42	45	44

- (2) 送検事例

**違法な時間外労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検**

**【捜査経過】**

- トラック運転者の脳血管疾患に関する労災請求がなされたことを端緒にトラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施した。
- 調査の結果、長距離輸送を行っている

トラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり98時間、1日7時間）を超えて違法な時間外労働を行わせていたことが発覚した。

■ 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告しており、法違反が繰り返されている実態が認められたため、送検した。

**【被疑事実】**

■ 事業場（法人）及び取締役について  
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

**[違反条文]**

労働安全衛生法第21条違反

**トラックの荷台のシート外しの作業中、保護帽を着用させなかった疑いで、トラック事業者を送検**

**【捜査経過】**

■ 事業者からトラック運転者に係る労働者死傷病報告の提出があり、法違反の疑いがあったことから監督指導を実施した。

■ 調査の結果、最大積載量が14tの貨物自動車の荷台のシート外し作業を行わせるにあたり、労働安全衛生法により義務付けられた墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用させるなどの措置を講じておらず、その結果、トラック運転者が荷台から転落して、重篤な後遺障害を引き起こしていたため、送検した。

**【被疑事実】**

■ 事業場（法人）及び実行行為者について  
最大積載量が5t以上の貨物自動車に荷を積むために、荷台のシートを外す作業を行わせるにあたり、墜落による危険を防止するため、保護帽（ヘルメット）を着用させなかったこと。

**[違反条文]**

労働安全衛生法第20条違反

労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

**3 国土交通省との連携**

(1) 地方運輸機関との相互通報

労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反）を相互に通報しています。

**【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】**

	令和6年	令和5年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	501	545	556
労働基準監督機関が通報を受けた件数	323	414	297

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

**【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】**

令和6年	令和5年	令和4年
119	96	88

**3 厚生労働省の取組**

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（次URL参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001529412.pdf>

【熱中症対策シリーズ（最終回）】

**熱中症を防ごう！（陸運業の対策）**

災害事例・特徴とその対策(2)

本誌では陸運業に特化した熱中症対策について、4か月にわたって特集しています。  
最終回の本号では、前号に引き続き令和6年5件及び令和5年1件の陸運業における熱中症による死亡災害を取り上げます。

## 事例4

**元請事業者敷地内での熱中症**

～荷主等との連携強化を～

## 【災害の概要】

トラックの運転手が元請事業者敷地内でフォークリフトを運転中、急性心不全により死亡しました。

気温は35.7℃で、死因は暑熱環境による熱中症の疑いでした。

## 【この事例からの教訓と対応】

**自覚症状が出たら、ためらうことなく申し出を**

本件については、令和5・6年の熱中症による死亡者の6人中で唯一、緊急搬送されていない事案でした。つまり、初期症状の段階で放置されたままで、死亡に至らせないための適切な対応が講じられていませんでした。

陸運事業者は、関係労働者に対して、熱中症の自覚症状がある場合について、自己申告をためらうことなく早めに行うよう、日頃から周知しておきましょう。

実際には、元請事業者の敷地内ですから、自社の労働者が現場にいるとは限りませんので、付近にいる誰かに体調不良であることを伝えることが重要です。

**荷主等との連携強化を**

荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場において、陸運事業者の労働者が反復・定例的に荷役作業を行う場合で、熱中症のリスクを伴うときには、対応手順や連絡先の共有化、作業場の環境改善、休憩設備の利用等についても協議しましょう。

そして、いかなる場合にも、「①体調不良の確認に加えて、②119番通報が必要かどうかの判断、③救急車が到着までの緊急身体冷却」などの対応が迅速にできるよう、予め要請しておく必要があります。

## 【参考】荷主等と陸運事業者の双方の措置義務

令和7年6月の熱中症に関する改正省令において、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる荷主等及び陸運事業者のいずれにも、体制整備、手順作成、関係者の周知についても措置義務が生ずることになりました。

事例 5

過酷な高温多湿の環境における熱中症  
～身体内部から深部体温を下げよう～

【災害の概要】

被災者は、派遣先事業場の倉庫内で自動車部品の詰め替え作業に従事していました。午後3時頃、休憩所で手の痙攣などが認められた後、屋外へ出て突然走りだし、転倒しました。口から泡を吹きいびきをかいている状態であったため、救急搬送されましたが、熱中症により死亡しました。当日午後3時の倉庫内は、気温39.3℃、湿度54%、WBGT値（暑さ指数）33.5と、高温多湿の作業環境になっていました。

【この事例からの教訓と対応】

高温多湿な環境の危険性

本件については、事例1～6の中で最も高い気温の39℃で発生し、しかも体温を超えていました。そのため、身体から放熱がほとんど行えない、かつ、湿度も高い過酷な環境下であったと言えます。

また、WBGT値が28を超えると、熱中症発生率が急増すると言われていますが、33.5もありました。

深部体温を冷やそう

深部体温とは、脳や臓器など体の内部の温度をいい、40.5℃が30分以上続くと死に至るおそれがあります。深部体温を下げるためには、身体内部から冷却することができるアイスラリー（微細な氷と液体が混じり合った流動性のある氷飲料）の摂取が効果的です。



作業前に飲むだけで、あらかじめ深部体温を下げることができ、その後の体温上昇を抑制します。

アイスラリーの入手方法

アイスラリーは、市販品を購入するか、専用の冷蔵庫で作る方法があります。

市販品は、冷凍後に常温で飲み頃の柔らかさになるまで手で揉みます。

アイスラリー専用の冷蔵庫は、市販のペットボトル飲料などを一定時間入れておいて、取り出してシェイクするだけでアイスラリーを簡単に作ることができます。



## 事例 6

## 重量物取扱中の熱中症 ～冷却ベストの着用が効果的～

## 【災害の概要】

被災者は、顧客から引き取って来た空のガスボンベ（重量約50kg）を、トラックの荷台からプラットホームへ降ろしていたところ、突然気分が悪くなり、その場にゆっくりと倒れ込みました。

同僚らが救急要請しましたが、搬送先の病院において熱中症により死亡しました。当日は8月で、気温は32.6℃でした。

## 【この事例からの教訓と対応】

## WBGT基準値

WBGT値は、熱中症の危険度を判断するための指標で、その基準値は「身体作業強度の区分」と「暑熱順化者か暑熱非順化者か」によって定められ、基準値を超える場合には冷房等により何等かの措置を講じる必要があります。

この事例では、WBGT値は測定されていませんでした。しかし、重量物運搬の作業内容と発生が8月で暑熱順化をしていたと考えられることと、当日の気温から、おそらくWBGT値は基準値の26を超えていたことが予想されます。

## 作業をしながら体温を下げる冷却ベスト

ガスボンベ取扱いの作業は、複数人での作業等により身体作業強度を低下させることは困難です。また、WBGT値が高くなってくると、普段よりこまめに休憩をとり、水分と塩分を補給するだけでは、対策が十分とは言えません。

このような場合、作業をしながら体温を下げるができる「冷却ベスト（ペルチェベスト）」が効果を発揮します。これは、冷蔵庫と同じ原理で動作する冷却ベストで、電気を通すと冷たくなるペルチェ素子と呼ばれる特殊な素材を使用しています。なお、ペルチェベストの上に、空調服を着用することもできます。



これまで4回にわたり、陸運業における熱中症対策を紹介してきました。

今回の法令改正では、

- ・作業者が熱中症の自覚症状がある場合または他の作業者が熱中症の疑いを発見した場合、その旨を報告させる体制を事前に整備すること
- ・その内容について関係作業員へ周知すること

が義務付けられました。

これらは単なるルールの変更ではなく、従来の取組を一段階引き上げ、より実効性のある対策が求めています。「今年も例年どおり」で済ませるのではなく、「さらに一歩踏み込む」姿勢が重要です。

熱中症は「予防できる災害」であり、意識と行動の積み重ねによって確実に減らすことができます。

今年は記録的猛暑となり、今後も暑い日が続きます。現場全体で意識を高め合いながら、誰一人として熱中症で倒れることのない職場づくりを進めていきましょう。

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大**70%**の優良割引

デジタコ搭載車は**2%**割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両**5台以上**のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引**!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

#### 自賠償共済

～長崎県下11社の代理店～

#### 損害保険

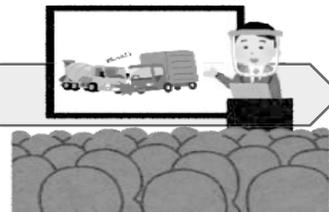
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

### 九ト交協の充実の制度

#### 事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



#### 安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



#### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階  
電話番号 095-808-0090 FAX 番号 095-808-0127 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。

# ～自動車共済～ INFORMATION

## ■ 車両共済にご加入されると安心です

### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

### ～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

### CASE 1

#### ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけれられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

### CASE 2

#### ■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

**九州トラック交通共済協同組合**

# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

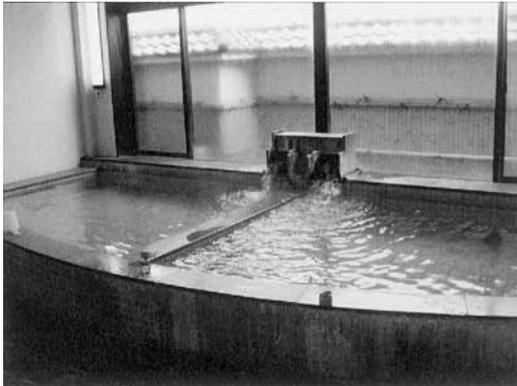


シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)  
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」  
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)  
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間  
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます  
(オーダーストップ 20時)  
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………900円(税込)
- トルコライス……………1,350円(税込)
- かつ丼……………980円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,350円(税込)
- カツカレー……………1,050円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に  
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

▶ ご希望の教材に○印をお願いします      ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

<b>事業者名</b>		※貸出確認	※受付
<b>担当者名</b>	TEL:      -      -	本 ※返却日	
<b>貸出期間</b>	年    月    日    ~    年    月    日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

**FAX: 095-839-8508**

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他 ( )				
			880 (R7.4~)		

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法  協会にて受け取り( 月 日 来協予定)  送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 -      * 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。  
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より  
 ダウンロード可能な帳票

- ★運行管理者選任届      ★整備管理者選任届
- ★事業報告書・事業実績報告書

**【お問い合わせ先】**  
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
 (公社)長崎県トラック協会(担当: 本村)  
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

**以下協会使用欄**

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

# ながさきデコ活 やってみよう!

## ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」が10月のテーマは「食品ロスをなくそう!」です。ぜひ実践してみてくださいね。

10月の  
テーマ

『食品ロスをなくそう!』

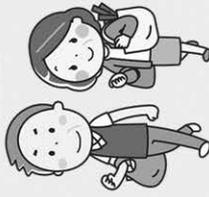
☆買い物前に冷蔵庫チェック☆  
ムダなく!美味しく!食品ロスゼロ!

冷蔵庫  
チェック



買い物に行く前に  
冷蔵庫をチェック!

買いすぎ注意



必要な物を食べられる  
分だけ買ってね!

美味しく  
残さず食べて



美味しく残さず食べて  
体の栄養に!

### ■食品ロスをなくそう!

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。長崎県では、令和4年度に10トントラック約4500台分の食品ロスが発生しており、そのうち約68%が家庭から発生したものです。食品ロス削減に向けて私たちが消費者一人一人が主体的に取り組むことが重要です。食べ物を捨てない社会を目指しましょう。

### ～買い物前には冷蔵庫チェック～

買い物前には、まず冷蔵庫をチェックする習慣を身につけましょう。いつ食べるか分からない食品が冷蔵庫いっぱいに入っている、欲しいものがすぐ見つからない、同じ食材がいくつもあまるなどありませんか。

- 冷蔵庫のお片付けをしましょう。期限が過ぎた食品が発見されるかもしれません。「消費期限」が過ぎた食品は、食べずに廃棄しましょう。「賞味期限」を過ぎた食品は、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。それぞれの食品が食べられるか個別に判断しましょう。
- 冷蔵庫の整理整頓のコツ
  1. 食品の種類(カテゴリー)に分ける
  2. それぞれの置く場所を決める
  3. フリースペースを作る(冷蔵庫に保存する食材は7割以下)
  4. ストックのルールを決める
- 買い物は、必要な食材のメモを持って行きましょう。

### ～買いすぎには注意～

買い物前に冷蔵庫の中の在庫を確認して、食材はいつ食べるのか考えながら、必要な分だけ購入し、買いすぎないようにしましょう。すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、商品棚の手前から購入するようにしましょう。

「すぐたべくん」は食品ロス削減に向けた消費者の取組を促すキャラクターです。すぐ食べる時は、商品棚の手前からの購入にご協力をお願いします。



### ～残さず食べよう～

調理のときは、食べられる分だけ作るようにしましょう。また、食材が余ったときには、使い切りレシピを検索してみましょう。消費者庁では、「食材を無駄にしないレシピ」を料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」において紹介しています。



2025年

# E1 東名・名神 集中工事



## E1 名神 吹田IC 上下線 小牧IC

## E1 東名 名古屋IC 下り線 豊田IC

## C2 名二環 上社JCT 上下線 名古屋IC

昼夜連続・車線規制

夜間車線規制

夜間通行止

昼夜連続IC/JCT/SA/PA閉鎖

夜間IC/PA閉鎖

# 11/8<sup>±</sup>0時 → 11/29<sup>±</sup>6時

※実施日は区間によって異なります。※土・日・祝日も工事をおこないます。※予備日を含みます。

E1A 伊勢湾岸道・新名神、C2 名二環、C3 東海環状道、E89 第二京阪、E88 京滋バイパスなどへの迂回をお願いいたします。



工事内容や高速道路に関するお問い合わせ

NEXCO中日本お客さまセンター

☎0120-922-229 24時間年中無休 (通話料無料)

●上記電話をご利用にならない場合は052-223-0333(通話料有料)

NEXCO西日本お客さまセンター

☎0120-924-863 24時間年中無休 (通話料無料)

●上記電話をご利用にならない場合は06-6876-9031(通話料有料)

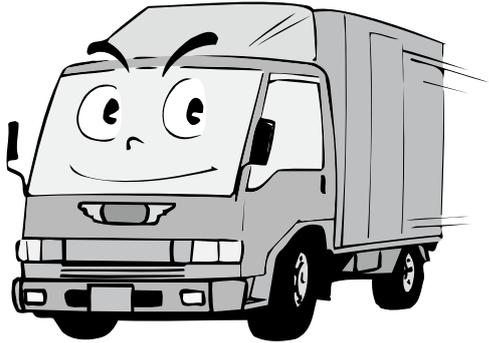
交通事故の通報は警察(110番)へ

渋滞情報をはじめ、詳しくは東名・名神集中工事専用WEBサイトをご覧ください。

- リアルタイム所要時間
- 渋滞予測
- 迂回ルート
- 料金調整



行けるかな？



迷いの先は

もうキケン

(南九州) 中九州食品サービス(株)

安枝 桂一郎

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



## トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会  
〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
TEL 095-838-2281  
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂  
諫早市長野町1007-2  
TEL 0957-22-6000  
FAX 0957-22-6690



「運ぶ」を究め、運搬と生産の両方で  
**ISUZU**

**もっと走れる  
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。  
この意識を徹底し、新型GIGAは生まれました。  
「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、  
トラックに求められる様々なニーズを。  
先進の装備やテクノロジーで早期に故障、減速し  
より少ない安心を生み出します。  
GIGAなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。  
もっと走れる未来がある。  
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

**GIGA**

**いすゞ自動車九州株式会社**

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-69-0500

**Quon**  
人を想い、先を駆ける。  
Innovation that puts people first.



**UDトックス株式会社**

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342  
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147  
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

**MINO**

日野プロフィア(大型トラック)      日野レンジャー(中型トラック)      日野デュトロ(小型トラック)

**九州日野自動車株式会社**

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東成88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう**

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588